

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2021



# EY Taiwan JBS NEWS LETTER

## March 2021

### 今回の内容

### 外国特定専門人材の租税優遇に関する最新の動向、及び 税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した 緩和措置の概要

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

#### ▶ 前書き

まもなく4月を迎え、新たに台湾に赴任される日本人駐在員の方も多いと存じます。また、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の影響によって、2020年は人事異動を見送り、2021年にあらためて人事異動を実施する日系企業も多く見られます。

日本人を含む外国籍の方の赴任にあたっては、原則として就労許可が必要となります。2018年度より設けられた外国特定専門人材の就労許可の取得により、その後の個人所得税に対する大きな優遇措置を享受できる可能性があります。

また、5月は、個人所得税の申告時期、及び12月決算の会社の法人税の申告時期となっていますが、今回のJBS NEWSLETTERでは、外国特定専門人材の就労許可、租税優遇の概要と最近の審査動向、また台湾における税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した解釈令の概要について説明します。

なお、台湾における個人所得税の概要については、JBS NEWS LETTER 2020年4月号にて特集していますので合わせてご参照ください。

#### ▶ 今回伝えしたいポイント

##### 外国特定専門人材の就労許可と租税優遇について

- ▶ 外国特定専門人材の就労許可と租税優遇申請のメリット
- ▶ 制度の緩和状況について
- ▶ 昨今の税務当局の審査動向

##### 台湾における税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和措置

- ▶ 緩和措置の概要
- ▶ 台湾滞在日数と個人所得税のポイント
- ▶ 当該緩和措置の利用可能な場面は限定的であること

# 外国特定専門人材にかかる租税優遇

## 外国特定専門人材の就労許可について

2018年に「外國專業人才延攬及僱用法(以下、外専法)」が制定され、これまでの外国専門人材の他、外国特定専門人材及び外国高度専門人材のカテゴリーが設けられました。外国高度専門人材は国際的表彰の受賞者など適用範囲が限られていますが、外国特定専門人材については、基本条件を満たすことにより大きな租税優遇があり、既に多くの外資企業の外国籍従業員に適用されています。

テクノロジー、経済、教育、文化・芸術、スポーツ、金融、法律及び建築設計の各分野の特殊専門人材は、外国特定専門人材の就業許可の申請が可能となります。

→例えば、「経済」分野での申請の場合、申請希望者が管理職等の職務を担当していることに加えて、過去または現在の国外または台湾における給与が月16万元に達していれば、基本的に申請が可能。



## 外国特定専門人材の就労許可の取得によるメリット

外国特定専門人材にかかる就労許可を得ている場合、就労許可や居留証の有効期限の延長(最長3年→5年)、直系尊属の親族の訪台にかかる滞在ビザの有効期限の6ヶ月から1年への延長等のメリットがある他、最も大きいメリットとしては、台湾において初めて183日以上居留し、かつ給与所得NTD300万元を超過した年度より3年内において、NTD300万元を超過した額の半額について課税減免という租税優遇が受けられる点にあります。



## 外国特定専門人材にかかる租税優遇の条件

### 以下の全ての要件を充たすことが必要

- ▶ 外国特定専門人材に該当し、専用の就労許可+外国人居留証、または就業ゴールドカードを取得していること
- ▶ 業務のために初めて台湾に居留し、招聘前5年以内において台湾における税務居住者ではないこと
- ▶ 台湾において一暦年内のうち183日以上居留し、かつ給与所得から給与特別控除額を減額後の金額がNTD300万を超えること

# 外国特定専門人材にかかる租税優遇(続)

## 外国特定専門人材の租税優遇の規定の緩和

2019年10月28日、財政部より、適用期間の緩和にかかる解釈令が公布されています(台財税字第10800648790號令)。具体的には、招聘雇用契約の開始期間が、本法が適用される2018年度より前であり、かつ契約期間に2018年度が含まれていることを証明でき、契約期間中に上記基本条件に該当する場合にも、租税優遇措置の申請適用ができるようになりました。

### 原法令:外国専門人材招聘雇用法(外専法)第9条

2018年1月1日以降、専門業務に従事するために初めて台湾に居留し、かつ、「外国特定専門人材就労許可」または「就業ゴールドカード」を取得した外国人



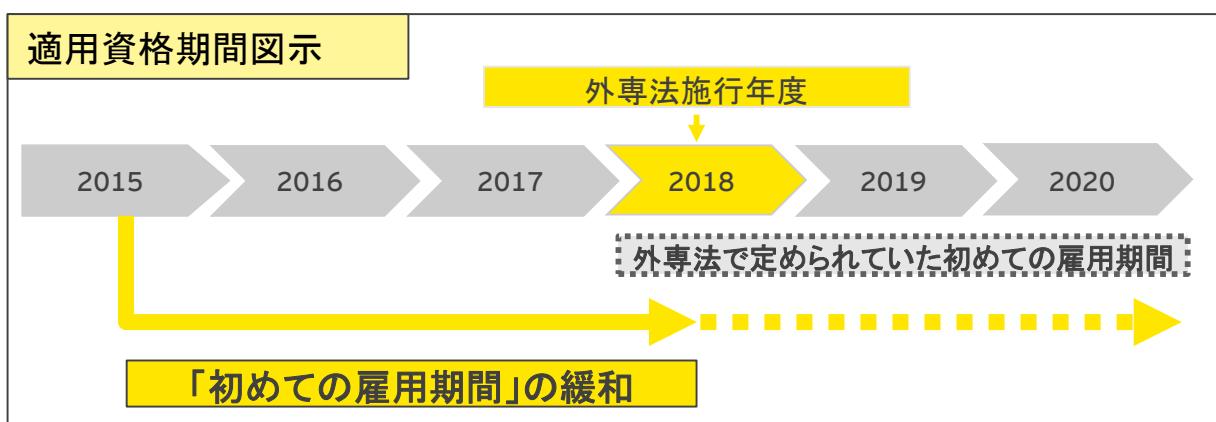
### 解釈令(台財税字第10800648790號令)による緩和

以下のすべてを満たす外国人についても、2018年より租税優遇の適用を申請可能。

但し、優遇資格は国税局及び特定専門領域の主管機関によって審査され認定される

- ▶ 2018年よりも前にすでに専門業務に従事するために台湾に居留
- ▶ 初めての雇用期間が2018年を含むこと
- ▶ 「外国特定専門人材就労許可」または「就業ゴールドカード」を取得

## 外国特定専門人材の租税優遇の規定緩和前後の適用期間まとめ



# 外国特定専門人材にかかる租税優遇(続)

## 外国特定専門人材の租税優遇の審査動向

駐在員の派遣にはあたっては招聘契約を準備することになり、そこには給与の金額も記載されることが一般的です。これを以て、外国特定専門人材の就労許可の申請資料の一つとしますが、他方で、租税優遇の適用にあたっては、給与所得NTD300万元が一つの条件となっており、該当する駐在員の個人所得税の申告時には所得証明を含めて申告資料の準備を行います。この際、日本等の台湾国外の支給給与がある場合には、現地の税務署または会計士の所得証明等によってこれを証明することになります。評価賞与または各駐在手当の支給などもあって、招聘契約書の給与金額と実際の申告時の所得金額は異なることがほとんどです。

昨今、当該外国特定専門人材の租税優遇を適用した税務申告に対する税務当局の審査において、この招聘時の給与金額と所得税申告書の給与金額の差異について質問がなされるケースが増えています。主には、当該差異が台湾において特定専門人材として実施した業務や役務の対価であるかという点であり、合理的な説明を行う必要があります。

このため、会社が駐在員と雇用契約または出向契約を締結する際には、台湾の業務期間内において台湾または母国から従業員に対して支給されるそれぞれの報酬の取り決めを契約書に明記しておくべきです(下記を参照)。国税局は、契約書に記載されている給与項目及び金額について、会社が実際に申告した給与所得と照合し、租税優遇の適用申請がされた給与所得が合理的か否かを確認します。

- ▶ 給与支給地及び金額
- ▶ 賞与の支給方法
- ▶ 関連する駐在手当(会社の駐在規定に応じて調整を実施)
  - ▶ 従業員及び家族の往復旅費
  - ▶ 帰国休暇中の旅費
  - ▶ 引越し費用、水道光熱費、ガス代、クリーニング代、通信費
  - ▶ 駐在先の住宅手配費用(家賃)
  - ▶ 駐在先の子供の教育手当
  - ▶ 税金手当

会社が従業員と、駐在先(台湾)での個人所得税を会社が負担するものと約定している場合、従業員のために支払った個人所得税を従業員の給与所得として計上するためには、雇用契約などの関連証明書類にこれを明記する必要があります。個人所得税を会社が負担する旨の約定がなかった場合、従業員のその他所得に計上する必要があります。この場合、会社が従業員のために負担した個人所得税(その他所得)は、租税優遇の免税計算の基礎として使用できず、会社の法人所得税上も費用として計上することができないという影響があります。

### 招聘契約書の給与金額

招聘契約書  
XXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXX  
給与:〇〇元  
XXXXXXXXXX



### 税務申告書の給与所得

申告書  
XXXXXX  
XXXXXX  
所得合計:  
●●元

台湾における  
源泉徴収票  
日本所得証明

# 台灣における税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和措置の概要

## 新型コロナウィルス感染症への対応によって税務居住者の判定が変わった場合の対応

2020年は、世界各国並びに企業において新型コロナウィルス感染症に対応するため、国を跨いだ勤務者の居留地または役務提供地の変更を余儀なくされることがあり、この結果、台湾国内の滞在日数によっては、個人の税務居住者の認定について問題が生じる可能性もあります。これに対して、財政部は各地域の国税局に対して、所得税法の関連規定の適用にあたっては個々の案件に対して緩和して処理を行うよう求めています。また、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税の申告をする際、新型コロナウィルス感染症への対応によって、納税義務者の身分判定に問題が生じた場合、まずは過年度の申告方法に従って先に申告を行い、その後の税務当局の審査の要求に応じて、個々の案件の状況ごとに関連する事実を提供して対応する点が定められています。

## 台湾における税務居住者の判定の概要

台湾では、台湾における一暦年中の滞在日数によって税務居住者の判定や個人所得税の扱いが定められています。具体的には、外国籍の個人が1年間で183日以上滞在した上で個人所得税を申告する場合、税務居住者と看做されるため、所得税の計算はより複雑となります。外国籍の個人について、各滞在日数ごとの給与所得の課税に関するポイントは以下の通りとなります。なお、上記の緩和措置を除き、新型コロナウィルス感染症に関して隔離や自主検疫等による滞在日数の増加に対して、現時点では財政部から関連する正式な解釈令は公表されていません。

台湾における 滞在日数／暦年	外国籍個人の給与所得に課税される個人所得税のポイント
~90日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 台湾国内で支給された所得がある場合のみ、支給時に源泉徴収により納税が必要</li> </ul>
91日～182日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申告が必要となる</li> <li>▶ 台湾国内払いの給与所得の場合、税率は原則として一律18%</li> <li>▶ 台湾国外払いの所得の場合も申告が必要だが、租税協定による免税の可能性もある</li> </ul>
<u>183日以上</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>台湾における税務居住者の扱いとなる。</u></li> <li>▶ 申告が必要な他、申告時に適用される税率は累進税率となる。</li> <li>▶ 但し、一定の免税額や控除額を享受できる。</li> </ul>

# 台灣における税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和措置の概要(続)

## 当該緩和措置の適用が検討されるケース

例えば、業務目的で海外から台湾に出張で訪れた場合に、当初183日未満の滞在を想定していたものの、「新型コロナウィルス感染症にかかる理由」で帰国ができず、滞在日数が183日以上となり、その年度は台湾の税務居住者となってしまった場合等が考えられます。

但し、実務における事例や税務当局への確認によると、この「新型コロナウィルス感染症にかかる理由」は、例えば、元の居住国の政府が新型コロナウィルス感染症に対応するためロックダウンを実施し、自国籍の方も含めて入国制限がかかったため、帰国できなくなったケース等が挙げられています。また、税務当局は、当該外国籍の方はまだ元の居住国の税務居住者であるか、家族の滞在またはその他の理由の申請で台湾に居留していたか等、実際の居住日数等の他の要因を含めて検討する可能性があります。また、税務当局から、既に経済と生活の中心は台湾に移したものと認定された場合、緩和措置を適用できない可能性もあります。そのため、当該緩和措置の適用によって税務居住者に該当しないとの判定がなされる状況となるケースは、結果的にかなり限定的となると考えられます点にご留意下さい。



<参考 2021年2月2日台税所得字第11004518040号公文書抜粋(参考訳)>

出典:会計士公会連合網

- ▶ 新型コロナウィルスの感染防止のため、各國政府は厳重な国境での対策、渡航制限、または検疫措置の強制といった対応を実施している。企業においても、これに応じるため、従業員へ在宅ワークやリモートワークを要求するなど、コロナウィルス対策を講じウイルス感染拡大の減少に努めている。この結果、国を跨いだ移動や、この期間における勤務者の滞在地または役務提供地が変更となる可能性があり、我が国国内の滞在日数、個人居住者の認定について問題が生じる可能性もある。
- ▶ 各国の政府または企業が上記措置を採用する場合、当該緊急性及び一時性に鑑みて、個人居住者と非居住者身分の認定の変更としないものとし、財政部は各地域の国税局に対して、所得税法の関連規定の適用にあたっては個々の案件に対して緩和化した処理を行うよう求めている。納税義務者について、身分の認定に疑問がある場合、前年度の申告方法にて先に申告を行っておき、税務当局の審査の要求に応じて、その個々の案件の状況ごとに関連する事実を提供することを提案している。

# JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2021年2月	台湾における移転価格審査準則の改正
2021年1月	台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応
2020年12月	台湾における印紙税の概要
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウィルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制
2020年5月	配当と関連する税金の整理、及び軽減措置対応(コロナウィルスを踏まえて)
2020年4月	台湾における個人所得税の整理・留意ポイント
2020年3月②	新型ウィルスリスク回避一株主総会の開催方法整理
2020年3月①	新型ウィルス関連特別条例、会社法22条-1、237条

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いており  
ますEY担当にご連絡を頂くか、  
または以下のいずれかの  
関連サービス専門担当までご  
連絡をください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 企業稅務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
[ChienHua.Yang@tw.ey.com](mailto:ChienHua.Yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
[Kelvin.Tsao@tw.ey.com](mailto:Kelvin.Tsao@tw.ey.com)

## JBS

山崎隆浩 副總經理  
02 2757 8888 # 88880  
[Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com](mailto:Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com)

橋本純也 協理  
02 2757 8888 # 66458  
[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

堀井政東 協理  
02 2757 8888 # 66525  
[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto:Masato.Horii@tw.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」という理念の下、クライアント、構成員、そして社会に対して長期にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions(より優れた問題提起)」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacyをご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

APAC No. 14005736  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

